

# ホームページ公開用

平成30年5月23日 定例教育委員会 会議録

## 1 開催日時及び場所

- ・平成30年5月23日（水） 午後3時00分 ～ 午後4時00分
- ・岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 ウェルカムルーム

## 2 出席者

教育長	安 福 正 寿	事務局職員	
委員	稲 本 正	副教育長	内 木 禎
委員	野 原 正 美	教育次長	堀 貴 雄
委員	森 口 祐 子	義務教育総括監	服 部 和 也
委員	竹 中 裕 紀	総合教育センター長兼教育研修課長	坂 井 和 裕
委員	近 藤 恵 里	教育総務課長	平 野 孝 之
		教育総務課教育主管（高校）	高 橋 宗 彦
		教育総務課教育主管（義務）	早 川 剛
		教育管理課長	松 田 直 樹
		教育財務課長	柴 田 雅 道
		教職員課長	北 岡 龍 也
		教職員課福利厚生室長	若 野 明
		教職員課教育主管（高校）	大 坪 一 才 恵
		学校安全課長	片 桐 基 晴
		学校支援課長	古 賀 英 一
		学校支援課教育主管（義務）	渡 邊 勝 敏
		学校支援課教育主管（高校）	森 岡 孝 文
		特別支援教育課長	松 原 勝 己
		体育健康課長	野 田 正 明

## 3 議事日程等

報第1号、議第1号、議第2号について非公開とすることを決定。

## 4 会議録

平成30年5月2日開催の臨時教育委員会の会議録を承認。

## 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容	( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>		
職員の表彰について専決で行ったことを報告し、承認された。 本県は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>		
退職教職員を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>議第2号 教職員の懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）</b>		
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。		
<b>報第2号 平成31年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準について</b>		
学校支援課 長	<p>報第2号について報告する。</p> <p>前回の定例教育委員会において、資料19頁にあるような採択基準の、前回「案」であったものについて審議をいただき、教科用図書選定審議会にお諮りすることについて承認をいただいたところである。</p> <p>その後、4月27日（金）に教科用図書選定審議会を開催した。そして、「採択基準（案）」について審議をいただいたところ、18頁にあるように、「適切である」旨の答申をいただいた。</p> <p>これを受け、教育長専決により「平成31年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準」を決定し、県内の各市町村教育委員会並びに関係学校の校長に対して通知をした。その旨を報告し、承認を求めるものである。</p>	
稲本委員	<p>この前も話したと思うが、小・中学校の教科用図書の採択基準については、県の教育委員会としては、採択基準に対して意見を述べて、とりわけ最近、去年、おとしから問題になった、個性を確保ということになると思うが、文書で書くとなるとこういうことになると思う。これがちゃんとできるかという話になる。こういう決まりというのは、それなりにちゃんと作るのだが、実行されて問題がないかどうか、きちっと進むかどうかを見守らなければいけない。当たり前のことだが。私たちは、これを確認するが、現実、公正確保の徹底というところについて具体的には、県の教育委員会のどこがやるのか。</p>	
学校支援課 長	<p>県教委の責任の果たし方ということになるが、各採択地区協議会において、例えば、委員の選別については、発行者との関係の有無などのいろいろな条件をクリアしているかどうかということを確認する。県教委としても、それをちゃんと確認なされているかどうかということを確認する作業をしっかりする必要はある。</p> <p>多分ないとは思いますが、何かしら各採択地区協議会の方に発行者から働きかけがあったら、すぐ県教委に情報が入って対応する体制もとっている。</p>	
稲本委員	<p>問題になったから当分の間は無いと思うが、徐々に徐々にまた始まると思う。県教委として、公正確保の徹底というところで、「私たちが明記してますから。」というように、</p>	

# ホームページ公開用

	毅然とした態度をとることが大事。
教 育 長	報第2号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により承認する。
<b>議第3号</b>	<b>岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について</b>
学校支援課長	<p>議第3号について、お諮りする。</p> <p>学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールと言われるものであるが、ご承知のとおり、学校と保護者、地域の関係者、地域社会が共に知恵を出し合いながら学校の運営に意見を反映させる、そのことによって共同しながら生徒の豊かな成長を支えていくことが目的として仕組みを作られたわけであって、平成29年4月1日に、地教行法の改正に基づいて設置が努力義務化された。このことを受け、教育委員会として、まずは県立の高校10校と特別支援学校1校の計11校を、今年度から指定校につなぐ構想をもって、昨年度設置に向けて準備を進めてきた。平成30年3月1日には、規則を公布する運びになったが、その中で、運営協議会の委員については、5人以内で組織するというように定めていた。4頁の新旧対照表にあるように、今回お諮りするのとは、本規則の「第三条第一項 協議会の組織」の委員の人数を「五人以内」から「十人以内」に変更をしたいということである。</p> <p>その理由について簡単に説明する。学校運営協議会の委員は、従来の学校評議員会の委員をそのまま移行させる、或いは、そこに新たな人材を加えるという考え方が全国的な傾向として見られる。本県では、これまで学校評議員は五名ということで、そのまま五人以内という人数で整理を行っていた経緯がある。しかし、今年度に入り、運営協議会を、この5月6日で3校が1回目を終えているが、校長からは、多方面からの意見を反映させるためには、「委員の人数がもっとも必要である。」とか、「委員を組織化するためにも委員の人数が10人程度必要である。」といった声が多く寄せられてきた。</p> <p>先週、教育主管がある高校の運営協議会に出向き、会の中で直接委員さんの意見をうかがってきたところであるが、委員さんからも、「もっと人数が必要である。」という声も寄せられた。そこで、全国的な委員の数を調べてみると、平成29年度に、県立学校に導入したのは10都道府県程あるが、全て10人から15人といった実態であった。小中学校を先行して調べたところにおいても、このような人数である。県立学校においては、例えば、学習支援部会とか生活支援部会、進路支援部会等、部会も4つか5つくらいあり、それぞれで支援策を考えて学校を支えていくといったような構図になっている。従って、1部会に複数の人数が必要となると、5部会であれば、10名は必要という計算になる。先程の、委員の組織化が叶うようにしてほしいというのは、このような根拠があるわけである。</p> <p>以上のことから、規則公布からまだ間もないが、せつかく岐阜県としても新たに導入した施策である。現場の実情に軸足を置いて意義のある取組を進めてもらうためにも、いち早く委員を増やせるよう、規則改正をして条件を整備したいという判断をした。</p>
稲本委員	<p>地域と学校がいかにコミュニケーションをとるかというところで、学校運営協議会というのはすごく重要であり、それこそ高校の廃校とかも含めたことがこれからますます問題になっていくなかで、委員を五名から十名にするというのは、すごく良いことだと思う。ただ、活発なところと活発ではないところとすごく差がある。これを県としてどうするかということ、考えなければいけないのではないかという気がする。熱心なところは熱心で、熱心過ぎてまた困ることもあると思うが、全く我関せずの地域もあり、</p>

## ホームページ公開用

	それはそれで問題で、運営協議会というのはみんなで考えなければいけない問題であり、みんなが少しずつ気に留めておかなければならない課題である。
竹中委員	運営協議会で、存続も危うくなっていく学校も出てくるから、広域まで考えなければいけない。部会はやはり、検討すべきことがいくつか出てくると思う。経緯がよく分からないが、五人以内に決まっていたから十人にする、「以内」としなければいけない理由があるんだろうと思うが、十二人必要であれば、申請できるとか、もう少し弾力的に考えた方が良いのではないか。今言われたように、やるところとやらないところがあるため、枠の考え方はよく考えておいた方が良いと思う。
森口委員	規則に基づいた書き方というルールがあるから仕方がないのかと思うが、「五人以内」とか「十人以内」と、増やしたいから十人だが、「以内」となる。五人も十人以内だし、逆に言うと、最低限、これだけの人数がいないと成り立たないですよ、という、そっちの基準の方が大事なのではないか。ルールのこういう書き方なのか。
副教育長	仰るとおり。実際に協議会の組織をどの程度の規模とするのかということ、それぞれの学校ごとに課題も異なるし、地域性も異なるので、例えば7人でやるところとか、8人でやるところとかもある。一般的なルールとして、規則では、組織を設けるときの構成員の数というのは、費用の面もあり、上限を定めておくということが一般的である。「何人以内」と書くのは、そういう意味で定めさせていただいている。従前「五人以内」と定めさせていただいているものを学校毎のニーズを踏まえて、十人というところを最高目線として運用できるように規則を改正したいという趣旨である。
稲本委員	十人でやってみて、もっと必要なら改正すればいいということ。
野原委員	今年度もう始まっているが、適用される場合に、いつからとなるのか。来年度まで待つのか。
学校支援課長	まだこれから第一回目を行うところもあるし、終わったところもあるわけだが、途中からでも「人数を増やして」という声がある以上は一年待てというわけにはいかないため、早速、できればすぐ行うといった方向性を示していきたい。
野原委員	是非そうしてほしい。
教育長	議第3号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（1）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教育総務課長	31頁、32頁に全国レベル表彰の4月分を取りまとめてある。32頁にはスポーツ部門をまとめてあるが、2つ目のところの村瀬さんという方が良い成績をとられた。最近新聞で出ていたが、エックスゲームで平昌オリンピックのメダリストを破って優勝されたということで、次回のオリンピックに当たりかなり有力ではないかという報道もなされているところである。
<b>（2）平成30年度教育委員会行事予定について</b>	

## ホームページ公開用

教育総務  
課長

33頁、34頁に今年度の教育委員会の現時点での行事予定を示してある。定例教育委員会としては、次回定例は6月18日、7月は9日を予定している。7月については、県内視察も準備をしており、詳細はまたご案内をさせていただきたい。以降、順次更新されたものをお示していきたいと思う。

### 閉会

午後4時00分、閉会を宣言する。